国土交通省近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所

資料配布

配 布 平成18年8月24日 日 時 14時00分

件 名

紀の川水系貴志川の

「浸水想定区域」を指定・公表します

~洪水による浸水の危険性の認識と「いざ」というときの準備のために~

概要

近畿地方整備局は、水防法の一部改正に伴い、紀の川水系貴志川について「浸水想定区域」の指定・公表を8月25日に行います。今後も関係市町村による「洪水ハザードマップ」の作成、普及にあたって積極的に支援していきます。

取 扱

平成18年8月25日 以降(平成18年8月25日付官報告示)

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、 和歌山県政記者クラブ、和歌山県地方新聞記者クラブ、

和歌山県政放送記者クラブ

同時配布

神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ所属で資料が必要な方は「近畿建設記者クラブの杉岡(06-6942-1141 内線 2811)にお問い合せ下さい。

【全般】国土交通省 近畿地方整備局 河川部河川計画課

課長補佐 五十川 政志 (内線3613)

電話:06-6942-1141(代表)

【紀の川水系貴志川】国土交通省 和歌山河川国道事務所

副所長 田中 良宏(内線771-204)

調査課長 柳瀬 勝久(内線771-351)

電話:073-424-2471 (代表)

問い合わせ先

- 1. 紀の川水系貴志川の川沿いで浸水した場合の浸水想定区域及び水深を示した「浸水想定区域図」を平成18年8月25日に公表します。
- 〇 今回、指定・公表する「浸水想定区域」は、水防法第十四条第1項の規定並びに第3項の規定(資料-3)に基づくもので、水位周知河川である紀の川水系貴志川において、現時点での河道の整備状況等を勘案し、それぞれの河川で洪水防御に関する計画の基本となっている降雨などによって、堤防が決壊し、はん濫した場合に想定される浸水の状況(浸水想定区域及び水深)をシミュレーションにより求めたものです。
- 近畿地方の直轄河川では、今回の指定・公表をあわせて10水系31河川のうち28 河川が浸水想定区域の指定・公表を行っています。
 - 2. 紀の川水系貴志川の「浸水想定区域図」は、近畿地方整備局本局、和歌山河川国 道事務所、県・市関係部局の窓口及び和歌山河川国道事務所のホームページで 8月25日より閲覧することができます。
- 閲覧場所 【資料-2 浸水想定区域図の閲覧場所】
 - ・和歌山河川国道事務所ホームページ

http://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/shinsuisoutei

- 3. 今後、関係市町村に対して、「洪水ハザードマップ」作成を支援します。
- 水防法では、浸水想定区域の指定・通知を受けた関係市町村が、住民に対して洪水予報の伝達方法や避難場所等の周知を行うことを求めているため、「洪水ハザードマップ(浸水想定区域図に避難場所等を記載したマップ)」等を作成し、情報の周知を図る必要があります。近畿地方整備局は、浸水想定区域に応じた洪水ハザードマップの作成・普及に向けて、洪水ハザードマップの作成主体である関係市町村に対して積極的に支援します。

4. 添付資料

【資料-1 ※ 浸水想定区域図】

※添付している資料-1 は縮小編纂したものです。浸水想定区域図閲覧場所(資料-2)で縮尺を大きくした図面をご覧になることができます。

【資料-2 浸水想定区域図閲覧場所】

【資料-3 水防法抜粋】

1. 浸水想定区域図の説明

- (1) この図は、紀の川水系貴志川の水位周知区間(浸水想定区域図の で示した 範囲)について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区域が 浸水した場合に想定される水深その他を示したものです。
- (2) この浸水想定区域等は、指定時点の貴志川における河道の整備状況等を勘案して、貴志川において洪水防御に関する計画の基本となる洪水が生起したことにより、貴志川がはん濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、内水 (河川に排水されずにはん濫した水)によるはん濫、支派川 (貴志川から分岐して流れる川) のはん 濫、想定を超える降雨、高潮によるはん濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等

(1)作成主体 国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所

(2) 指定年月日 平成 18 年 8 月 25 日

(3)告示番号 国土交通省近畿地方整備局告示第 154 号

(4) 指定の根拠法令 水防法 (昭和24年法律第193号) 第14条第1項

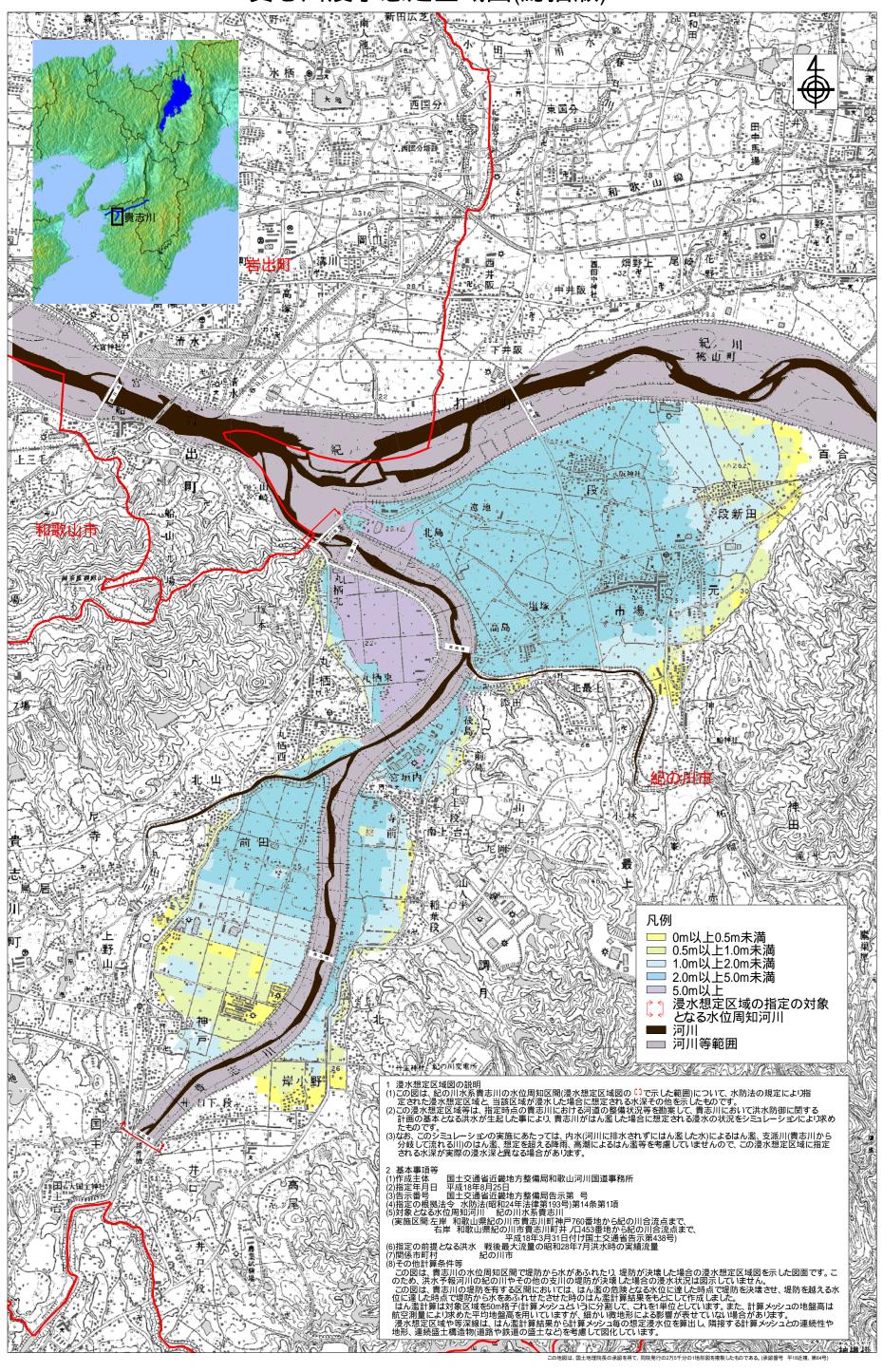
(5)対象となる水位周知河川 紀の川水系貴志川

(実施区間:左岸 和歌山県紀の川市貴志川町神戸 760 番地から紀の川合流点まで、 右岸 和歌山県紀の川市貴志川町井ノロ 453 番地から紀の川合流点まで、

平成 18 年 3 月 31 日付け国土交通省告示第 438 号)

- (6) 指定の前提となる洪水 戦後最大流量の昭和28年7月洪水時の実績流量
- (7)関係市町村 紀の川市
- (8) その他計算条件等
 - ①この図は、貴志川の水位周知区間で堤防から水があふれたり、堤防が決壊した場合の浸水想定区域図を示した図面です。このため、洪水予報河川の紀の川やその他の支川の堤防が決壊した場合などの浸水状況は図示していません。
 - ②この図は、貴志川の堤防を有する区間においては、はん濫の危険となる水位に達した時点で堤防を決壊させ、堤防を越える水位に達した時点で堤防から水をあ ふれさせた時のはん濫計算結果をもとにして作成しました。
 - ③はん濫計算は対象区域を 50m格子(計算メッシュという) に分割して、これを 1 単位としています。また、計算メッシュの地盤高は航空測量により求めた平均地 盤高を使用していますが、細かい微地形による影響が表せていない場合があります。
 - ④浸水想定区域や等深線は、はん濫計算結果から計算メッシュ毎の想定浸水位を 算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や地形、連続盛土構造物(道路や鉄道 の盛土など)を考慮して図化しています。

貴志川浸水想定区域図(総括版)



国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 平成18年8月

1:25000 0 250 1250 2500m

■浸水想定区域図の閲覧場所、関係市町村名 一覧表

平成 18 年 8 月 24 日現在

水位周知河川名	図面の閲覧場所及び問い合わせ先		
紀の川水系貴志川	近畿地方整備局		
	河川部 河川計画課	TEL	06-6942-1141
	大阪市中央区大手前 1-5-44		
	和歌山河川国道事務所 調査第一課	TEL	073-424-2471
	和歌山市砂山南 3-1-15		
	和歌山河川国道事務所 船戸出張所	TEL	073-477-1325
	和歌山市上三毛 1122-2		
	和歌山県		
	河川・下水道局 河川課	TEL	073-441-3132
	和歌山市小松原通り 1-1		
	那賀振興局 建設部	TEL	0736-63-0100
	岩出市高塚 209		
	紀の川市		
	消防防災課	TEL	0736-77-2511
	紀の川市西大井 338 番地		
	桃山庁舎 地域総務課	TEL	0736-66-1100
	紀の川市桃山町元 381 番地		
	貴志川庁舎 地域総務課	TEL	0736-64-2525
	紀の川市貴志川町神戸 327 番地 1		

■水防法(浸水想定区域関連事項の抜粋)

(国の機関が行う洪水予報)

- 第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、 その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、 新聞社、通信社その他の報道機関(以下「報道機関」という。)の協力を求めて、これを一般に 周知させなければならない。
- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で 洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気 象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後 においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川 の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これ を一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水 防計画で定める水防管理者及び量水標管理者(量水標等の管理者をいう。以下同じ。)に、そ の受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知)

- 第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法 (昭和三十九年法律第百六十七号)第九条第二項 に規定する指定区間外の一級河川 (同法第四条第一項 に規定する一級河川をいう。次項において同じ。)で洪水により国民経済 上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位(警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において 同じ。)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を 示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水 防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなけ ればならない。

(浸水想定区域)

- 第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は前条第一項の規定により指定した河川について、 て、都道府県知事は、第十一条第一項又は前条第二項の規定により指定した河川について、 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で 定めるところにより、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が はん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにして するものとする。

- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置)

- 第十五条 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項 に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、前条第一項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項 に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 洪水予報等(第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁 長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又 は第十三条第一項若しくは第二項の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事が通知 し若しくは周知する情報をいう。以下同じ。)の伝達方法
 - 二 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - 三 浸水想定区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。)又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- 2 市町村防災会議は、前項第三号に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 3 第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の 所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下 街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画 を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第七条第三項に規定する事項のうち洪水時において同法第二条に規定する土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 5 前各項の規定は、災害対策基本法第十七条第一項 の規定により水災による被害の軽減を 図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合におい て、第一項中「市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項 に規定する市町村防災会 議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。」とあるのは「市町村 防災会議の協議会(災害対策基本法第十七条第一項 に規定する市町村防災会議の協議会 をいう。」と、「市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項 に規定する市町村地域防災計 画をいう。」とあるのは「市町村相互間地域防災計画(同法第四十四条第一項 に規定する市 町村相互間地域防災計画をいう。」と、第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災 会議の協議会」と、前二項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計 画」と読み替えるものとする。